追加提出議案説明資料目次

令和7年3月定例会

資料番号	資料内容	関　　係　　議　　案	頁
1	新　旧　対　照　表	議案第30号 箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	1 ～ 5
2	変　　更　　図　　面	議案第31号 工事請負契約の一部変更について	7 ～ 9

資料1

新旧対照表

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
（補償基礎額） 第5条　（略） 2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 3　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。 ⑴～⑹　（略） 4　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

旧　（改正前）

（補償基礎額）

第5条　（略）

2　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。

⑴　（略）

⑵　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3　次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者（以下「非常勤消防団員等」という。）の事故発生日において他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

⑴～⑹　（略）

4　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

新 （ 改 正 後 ）

別表　補償基礎額表(第５条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,900	円 13,700	円 14,500
分団長及び副分団長	11,300	12,100	12,900
部長、班長及び団員	9,700	10,500	11,300

備考　（略）

旧　（改正前）

別表　補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 12,500	円 13,350	円 14,200
分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800

備考　(略)

6

資料2

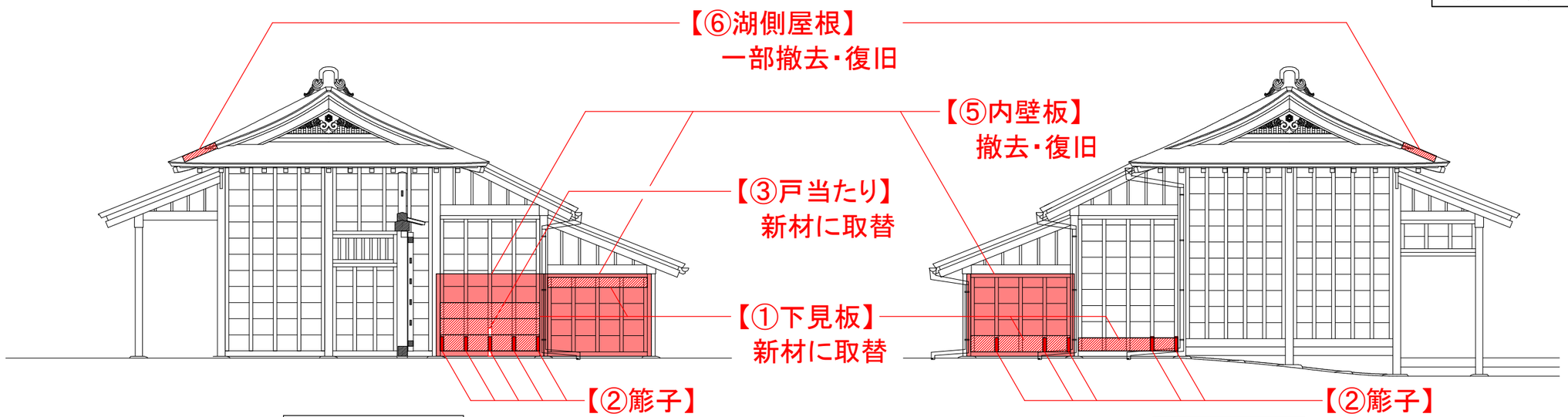

江戸側立面図

京側立面図

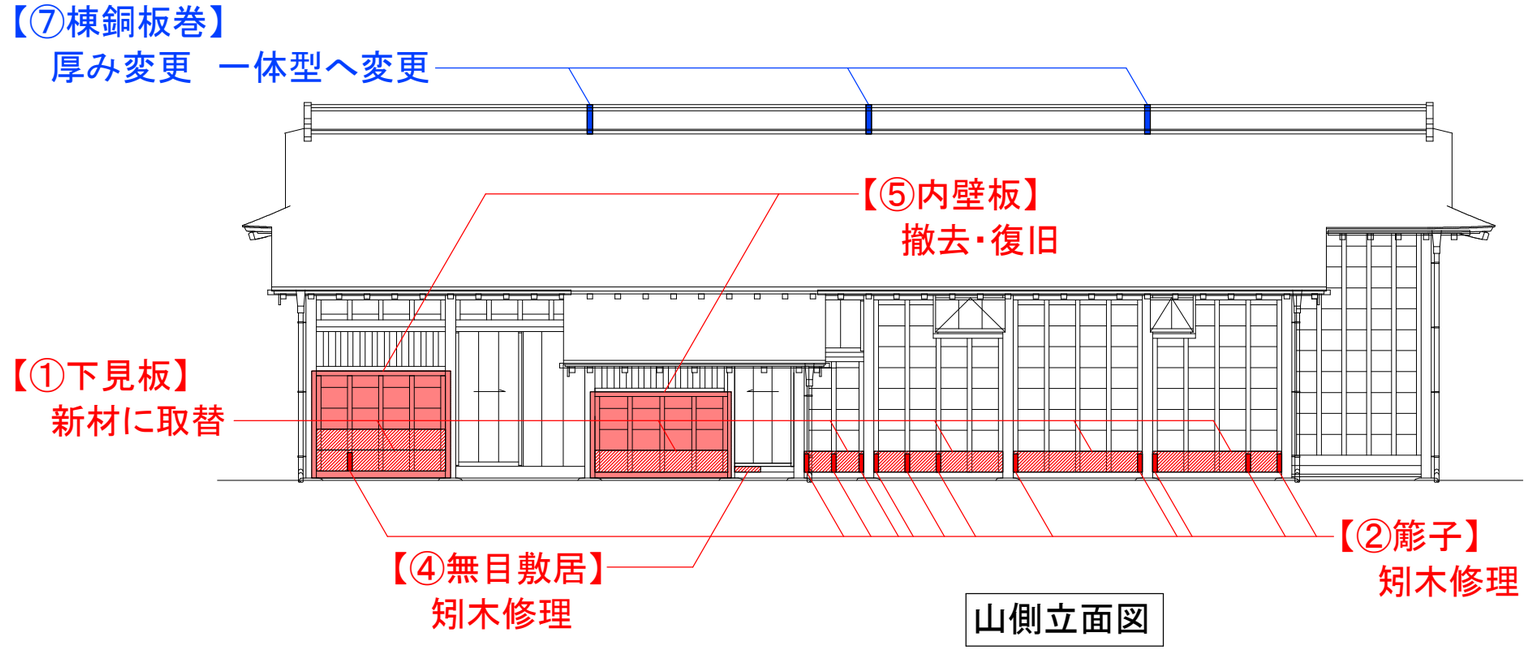

山側立面図

追加項目

施工内容

①下見板	：新材に取替	13ヶ所
②籠子	：矧木修理	22ヶ所
③戸当たり	：新材に取替	1ヶ所
④無目敷居	：矧木修理	1ヶ所
⑤内壁板	：一部撤去・復旧	5ヶ所
⑥湖側屋根	：一部撤去・復旧	8.64㎡

削減項目

施工内容

⑦棟銅板巻：厚みを0.6㎜から0.4㎜へ変更
3枚継を一体型へ変更

あしがるばんしょ
足軽番所

追加項目

施工内容
①根絡み：新材に取替　2ヶ所
②屋根板：契り取付　24ヶ所

削減項目

施工内容
③地盤改良：とりやめ

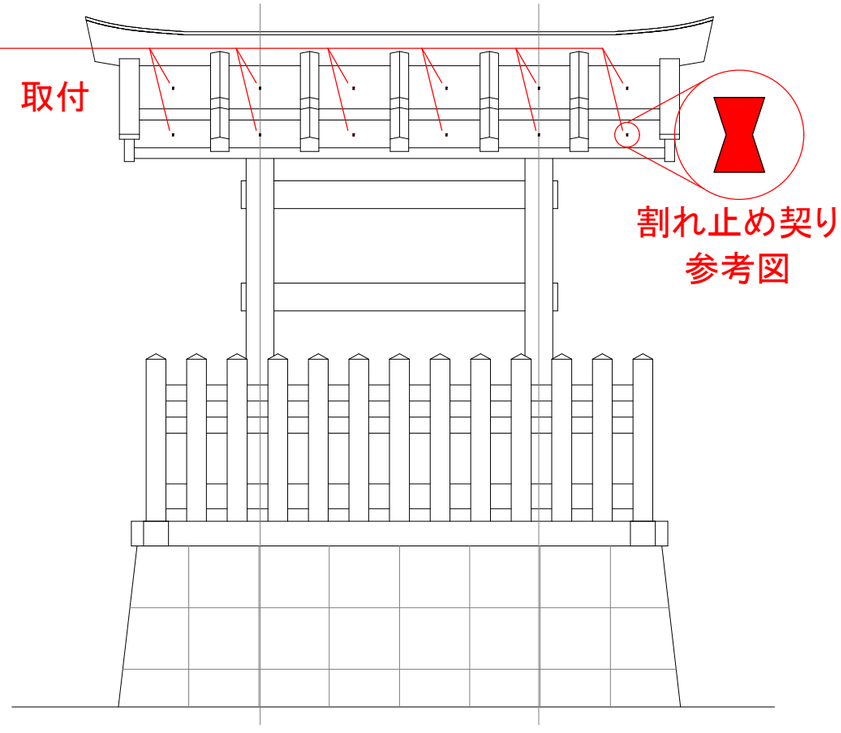

山側立面図

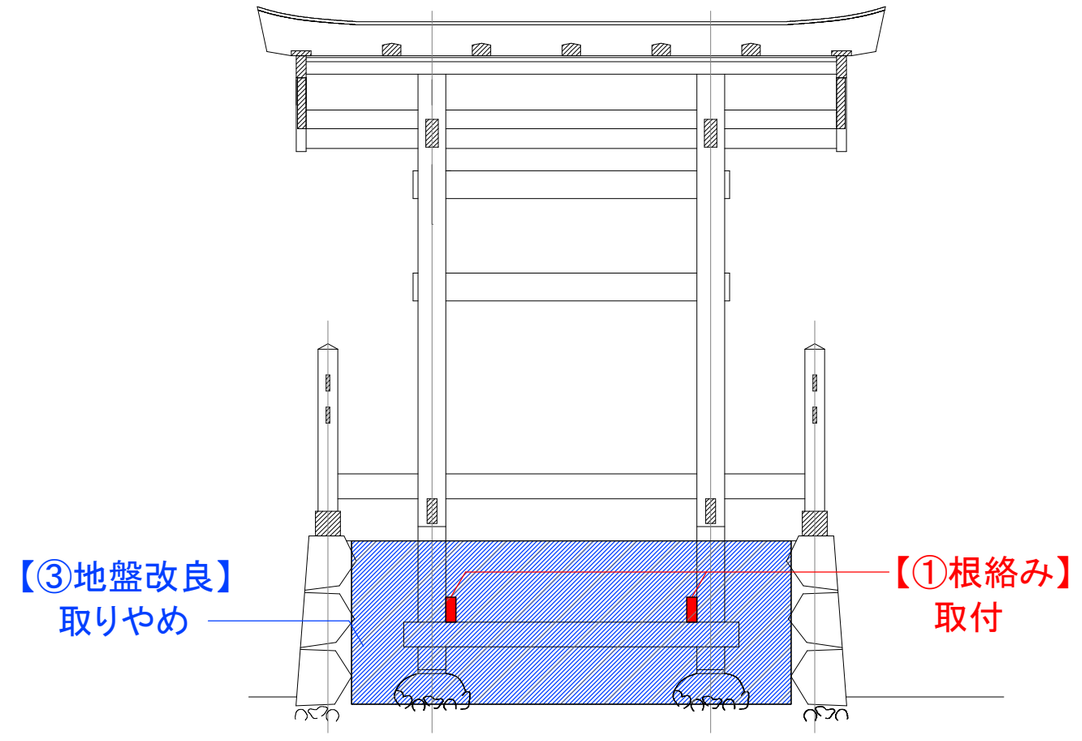

桁行（けたゆき）　断面詳細図

御制札場（ごせいさつば）

【①解体方法】
一部解体から全解体（既存材利用のため手壊し）へ変更

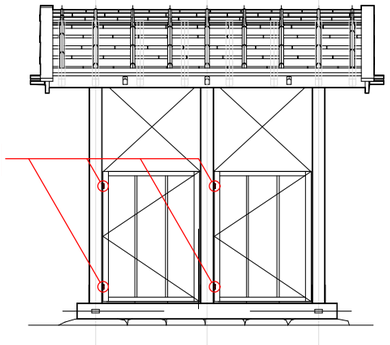

【⑧建具金物】
作り替え

山側立面図

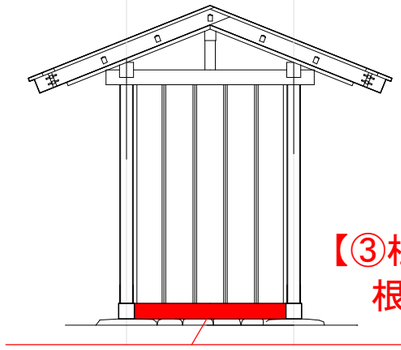

【②土台】
新材に取替

江戸側立面図

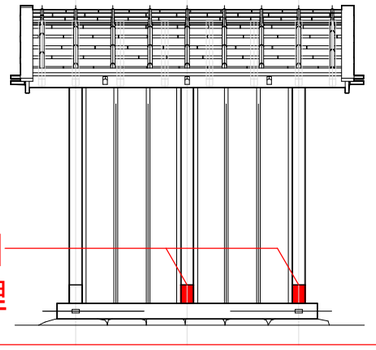

【③柱脚部】
根継修理

湖側立面図

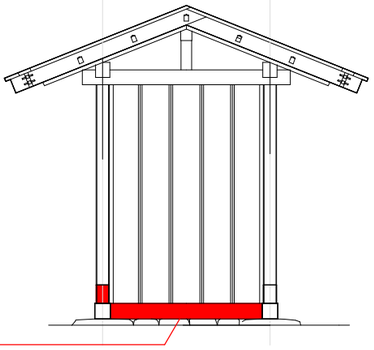

京側立面図

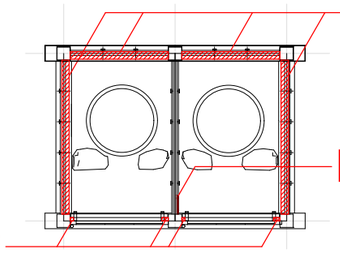

【⑤壁下地桟】
新材に取替

【⑥間仕切壁板】
矧木修理

【⑦戸当たり】
新材に取替

平面図

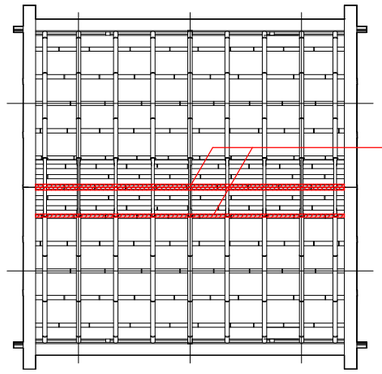

【④小舞野地板】
新材に取替

屋根伏図

追加項目

施工内容
①解体方法　：一部解体から、
　　全解体（手壊し）へ変更
②土台　　：新材に取替　2ヶ所
③柱脚部　　：根継修理　　2ヶ所
④小舞野地板：新材に取替　　3本
⑤壁下地桟　：新材に取替　　4本
⑥間仕切壁板：矧木修理　　1ヶ所
⑦戸当たり　：新材に取替　　6本
⑧建具金物　：作り替え　　4ヶ所

かみばんしょしもせっちん
上番所下雪隠